

2021年9月通常会議 意見書案に対する討論

2021年9月29日

立道 秀彦

私は、ただいま議題となっております

意見書案第16号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

意見書案第20号 介護保険施設利用者の負担を増やす補足給付見直しの撤回を求める意見書

意見書案第21号 危険な盛り土を規制する全国一律の法整備を求める意見書

について、賛成討論を行います。

まず意見書案第16号についてです。

世界各地で異常な豪雨をはじめ森林火災、干ばつ、永久凍土解凍、海面上昇など温室効果ガスの排出による気候危機が進行しています。温暖化を抑えるために温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出を大幅に削減することは、待ったなしの人類学的課題です。

国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、温室効果ガスの排出を、2030年までに大幅に削減し、2050年までに実質ゼロを達成できれば、21世紀末までに世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.4度までに抑えることができるとして、各国に行動を求めています。

日本共産党は9月1日、大規模な省エネと発電量に占める再生可能エネルギーの割合を50%に引き上げることによって、2030年度までに二酸化炭素の排出量を50%から60%削減する社会システムの改革を示した、「気候危機を打開する2030戦略」を発表しました。

日本における再生可能エネルギーの潜在量は、政府の試算でも、現在の国内電力需要の5倍です。再生可能エネルギーによる電力を、2030年までに50%、現在の2.5倍にし、2050年に100%にすることは十分可能です。新設の発電コストを電源別に比較しますと、太陽光発電が最も安くなっています。

しかし、再エネだからと、自然を破壊し、生活環境を脅かす乱開発が行われては本末転倒です。再生可能エネルギーへの転換を思い切って進めるためにも、本意見書案が求める、太陽光発電設備の設置に係る法整備が必要と考えます。

大津市内でも、大型発電設備の設置に当たって、森林の伐採や住民の生活環境に悪影響を及ぼす開発が進められ、住民の皆さんが設置に反対をされている状況があります。意見書にもあるように、大津市は規制条例を制定し、紛争解決のために市があっせんを行えるよう改正も行いました。全国でも自治体による規制や対策が取り組まれているようですが、自治体の取り組みだけでは限界があります。

環境保全と両立させながら再生可能エネルギーの普及を促進するためにも、無秩序な大規模開発を規制する法整備と、資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインに則った運用管理が行われるように国が責任をもって定期的確認を行うことを求める本意見書案に賛成します。

次に意見書案第20号 介護保険施設利用者の負担を増やす補足給付見直しの撤回を求める意見書案についてです。

そもそも介護保険施設利用者に対する補足給付制度は低所得の利用者の負担軽減を図ることを目的に行われています。意見書案にもあるように、本年8月から実施された補足給付制度の見直しにより、資産要件が厳格化され、収入が変わらなくても制度からはじき出される人が生まれています。年収が80万円以下の人でも、ユニット型入居では月6万9,000円、特養の多床室だと月4万8,000円の負担増になります。また、食費負担限度額の引き上げで、収入120万円～155万円以下の方は月2万円の負担が倍以上

の4万2,000円になりました。

一方で高齢者の生活は、年金はどんどん減らされる反面、医療費や保険料などの負担は増え続け、苦しくなるばかりです。新型コロナ禍を経験し、日本の社会保障体制の脆弱さが浮き彫りにされました。耐えられず退所を余儀なくされる人や、入所を希望していても費用を工面できず入所を断念する人が続出することを危惧する声が医療・介護関係者からあがっています。重い負担のために、必要な人が必要な介護サービスを受けられない状況を拡大してはなりません。

いま何よりも命、暮らしを守ることを第一に取り組む政治が求められている時です。これに逆行する補給付制度の見直しを撤回するよう求める本意見書案への議員各位の賛同を強く呼びかけ賛成します。

次に意見書案第21号 危険な盛り土を規制する法整備を求める意見書案についてです。

今年7月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流は、8月31日時点で26名の死者、1名の行方不明者を出し、現在も多くの被災者が元の生活を取り戻せずにいます。亡くなられた方のご冥福と被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

大規模土石流の原因は、届け出を大幅に上回る盛り土と違法な残土処理にある可能性が指摘されています。土石流の起点となった土地を2006年に取得した不動産管理会社が、盛り土に産業廃棄物を混ぜるなどの不適切行為を繰り返し、県と市から複数回にわたって行政指導を受けていたことが明らかになり、土地の現旧所有者に対する損害賠償請求訴訟の原告は60人前後に上っています。

ビルの建設や大規模開発による残土は、日本全国で大量に発生しているにもかかわらず、その処分を規制する法律はありません。規制基準の制定や法整備を国が怠ってきたために、盛り土による土砂災害が繰り返されてきました。こうした中、強い規制を求める声を受けて国会でも追及されてきましたが、政府は法整備に背を向け自治体任せにしてきました。地方自治体では独自の条例を制定していますが、強く規制できる力はありません。違反があった時、停止は命じられるものの、罰金は軽く、実効性が伴いません。残土を排出する建設業者や運搬する業者を処罰できない問題もあります。一定規模を超える盛り土を許可制にしている自治体もあれば、届け出制にとどまる自治体もあり、悪質な事業者が規制のゆるい自治体や、県境など自治体が規制しにくいようなところに残土を運搬するため、抜け道をふさぐ規制を国に求める声は切実です。

大津市でも規制を強めてはいますが、各地で産廃を含んだ土砂の不法投棄や指導を無視した土砂の運び込みが続いています。また、8月の長雨によって高砂町で発生した土砂災害も、そもそもには盛り土の問題があります。

温暖化の影響で経験したことのない長時間の豪雨や地震による災害が多発している中で、被害を拡大する危険な盛り土を厳格に規制する全国一律の基準策定と法律の整備は、市民の生命、財産を守るために、ただちに必要なものです。よって本意見書案に議員各位の賛同を強く呼びかけ賛成します。

以上で全ての討論を終わります。